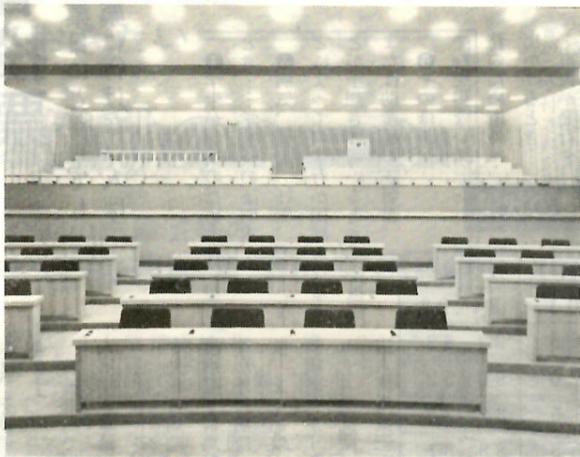


- 1面 市議選2月23日/投票所一覧表
- 2面 選挙のページ/図書館だより
- 3面 選挙運動のルール/赤い羽根募金/固定資産課税台帳の縦覧/市民のうた作曲募集
- 4面 あたたかいこころ/募集/お知らせコーナー/献血に協力を/計量器定期検査/水陸稲共済金支払い/第三者の眼

市内の投票所と投票区域

※投票場入場券にはあなたの投票所が印刷してあります。

投票区	投票所	投票区域の区域	開票所
1	桃井小学校	大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、千代田町一丁目、本町一丁目	第一区 第一中学校校体育館
2	桃井小学校	紅雲町一丁目、紅雲町二丁目	
3	中央小学校	表町一丁目、表町二丁目	
4	第一中学校	南町一丁目、南町二丁目	
5	城南小学校	南町三丁目、南町四丁目	
6	第五保育所	六供町	
24	上川湖公民館	上佐島町、礪島町、朝倉町、後閑町、下佐島町、宮地町	第二区 第五中学校校体育館
25	下川湖公民館	公田町、横手町、亀里町、鶴光路町、新堀町、下阿内町、力丸町、徳丸町、房丸町	
43	上北公民館	西善町、山王町、中内町、東善町	
44	駒形小学校	駒形町	
7	天川小学校	文京町一丁目、文京町二丁目、天川原町	
8	第五中学校	天川町、朝倉町の一部	
9	第五中学校	朝日町四丁目、文京町三丁目、文京町四丁目	第三区 桂萱中学校校体育館
10	天川大島町自治会館	天川大島町の一部、野中町の一部、東片貝町の一部、西片貝町の一部	
11	中川小学校	朝日町一丁目、朝日町二丁目、朝日町三丁目	
12	中川小学校	本町三丁目、三河町一丁目、三河町二丁目	
13	群馬貿易会館	千代田町二丁目、千代田町三丁目、千代田町四丁目、千代田町五丁目、本町二丁目	
14	第二中学校	城東町三丁目、城東町四丁目、城東町五丁目	
42	永明公民館	天川大島町、上大島町、女屋町、上長磯町、東上野町、野中町、下長磯町、小島田町	第四区 敷島小学校校体育館
48	木瀬中学校	筑井町、小屋原町、上増田町、下増田町、下大島町	
15	城東小学校	住吉町二丁目、城東町一丁目、城東町二丁目	
16	市立女子高等学校	日吉町二丁目、三俣町、幸塚町、上沖町、下沖町、西片貝町の一部、東片貝町の一部	
17	第四中学校	若宮町一丁目、若宮町二丁目、日吉町一丁目、日吉町三丁目	
26	端気町公民館	勝沢町の一部、小神明町、端気町、五代町、鳥取町、上細井町の一部	
27	芳賀公民館	勝沢町、鳥取町の一部、小坂子、上泉町の一部、荻窪町の一部	第五区 元総社中学校校体育館
28	嶺公民館	小坂子町の一部、嶺町	
30	桂萱公民館	西片貝町、東片貝町、上泉町、石関町	
31	桂萱東小学校	上泉町の一部、亀泉町、荻窪町、堀之下町、堤町、江木町	
45	荒子小学校	下大屋町、泉沢町、富田町、荒口町、荒子町	
46	大室小学校	西大室町、東大室町	
47	二之宮小学校	飯土井町、新井町、二之宮町、今井町	第六区 元総社中学校校体育館
18	若宮小学校	若宮町三丁目、若宮町四丁目、日吉町四丁目、北代田町の一部	
19	若宮小学校	国領町一丁目、国領町二丁目、下小出町の一部	
20	敷島小学校	昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目	
21	第三中学校	平和町一丁目、平和町二丁目、住吉町一丁目	
22	第三中学校	岩神町一丁目、岩神町二丁目	
23	岩神小学校	岩神町三丁目、岩神町四丁目	第七区 元総社中学校校体育館
29	金丸町公民館	小坂子町の一部、嶺町の一部、金丸町	
38	細井小学校	上細井町、下細井町、北代田町	
39	南橋公民館	下小出町、上小出町、龍蔵寺町、青柳町、荒牧町の一部、南橋町	
40	桃川小学校	荒牧町、日輪寺町、川端町、田口町、関根町、川原町、緑が丘町の一部	
32	東公民館	箱田町、後家町、前箱田町、川曲町、稲荷新田町、下新田町、上新田町、江田町	
33	東中学校	小相木町、古市町、朝日が丘町、光が丘町	第八区 元総社中学校校体育館
34	元総社公民館	元総社町(77区)、大友町、大渡町、鳥羽町、総社町総社の一部	
35	元総社中学校	古市町の一部、元総社町(78区)、石合町	
36	総社小学校	総社町総社	
37	第六中学校	総社町植野、総社町高井、総社町桜が丘	
41	清里公民館	池端町、上青梨子町、青梨子町、清野町	



みなさんの審判を待つ市議会議場の40の議席

市議選 2月23日

正しく見つめよう候補者を

統一標語

きたる二月二十三日(日)には市議会議員(議員数四十人)の選挙が行なわれます。このたびの選挙は、市議会の公正浄化を熱望して地方自治法の規定により解散の直接請求がされたことにより、議会の自主解散にもとづくものです。これは本市政ではもちろんのこと、わが国地方自治史上でも極めて異例のことです。

したがって、全市民はもとよりのこと、全県、全国注視の的となつていきます。市民のみなさんはお互いにこのことを深く胸に刻み、市民の悲願として、真に明るく正しい選挙を行ない、清らかで信頼される立派な議会が組織されますようにいたしましょう。

投票所入場券

選挙人名簿に登録されている人に対して、投票所入場券を発行します。この入場券は、投票の際に選挙人の確認をすみやかにするためのものですから、投票にお出かけの際には、お忘れなくお持ちください。(この選挙人名簿は昨年

あなたの投票所

投票はすべて定められた投票所で行なうことになっていきます。ここの投票所は、別表のとおり四十八か所設けられます。なお、投票所が今までと一部か

住所が変わった人の投票所

市内で住所を変えた人で、一月二十六日まで市役所へ住所移動の届け出をした人については、新しい住所の投票所で投票ができる

十二月現在となつています。ことし一月十五日の成人式にお招きした人はまだ全部この名簿にはのつていません。)なお、選挙人名簿にのつていない人で、万一入場券が届かなかった場合は、すぐ市選挙事務局長へ問い合わせてください。入場券は、各町内の自治委員さんにおねがいして、ただいまみなさんのお手もとに配布中です。こんどの選挙に用いられる投票所入場券はみどり色です。ただし、同じ学校に二か所の投票所を設けたところは、一方の入場券は桃色に

投票は花嫁花ムコ選ぶ気で



馬場のぼる

投票時間は

午前七時から午後六時まで
午前七時から午後六時までが投票時間です。ただし、第二十九投票所金丸町公民館は、午後五時までです。あなたの貴重な一票をムダにしないように、早めに投票してください。

代理投票もできます

当日投票所まで本人が来て償いに申し出ても、投票は自分で書くことが原則ですが、からだの不自由であったり自分で字を書くことができない人は、当日投票所まで本人が来て係員に申し出ればかわって書いてくれます。係員は絶対に他人に話してはいけないことになっていいますから、安心して頼んでください。



開票は5つの開票所で午後7時から行なわれます

明るく正しい選挙を実施するために、選挙運動に関係する候補者、運動員、後援会、政党はもちろぬこと、投票を行なう選挙人も、この選挙のルールにしたがわなければならない。そこで、市議選を中心として、選挙運動のルールをあらわしてお知らせします。

選挙運動の期間
選挙運動ができるのは、立候補の届け出の日から投票日の前日までに限られています。立候補前の選挙運動は「事前運動」として禁止されます。

候補者の行なう選挙運動
文書図画による選挙運動
選挙用の表示のある通常葉書だけは、候補者一人につき千二百枚頒布できますが、必ず指定された郵便局の窓口に出さなければなりません。

選挙事務所、選挙運動用自動車、個人演説会場で演説会の開催中などでは、ポスター、立札、ちようちん、看板の類を掲げることができません。また、候補者が使用する、たすき、胸章、腕章の類は差し支えありません。これらの文書、図画

なわなければならない。その際の運動員は十五人までで、一定の腕章をつけなければなりません。
その他の選挙運動
選挙事務所は、候補者一人につき一箇所です。選挙事務所が投票所から三百メートル以内の区域にあるときは、投票日には三百メートルをこえる区域に異動しなければなりません。

個人演説会
候補者の政見発表、選挙人への投票依頼等選挙運動のために個人演説会を開催できます。開催回数の制限はありません。

街頭演説
街頭演説は、午前六時から午後九時までの間、市選管から交付された標旗を掲げて行ないます。

選挙運動のルール
今回の市議選挙の選挙運動費用60万円

だれにでもできる選挙運動
現在の公職選挙法は、選挙運動が公平に正しく行なわれるよう、こまかいルールを定めています。

戸別訪問の禁止
選挙運動のために選挙人の家を戸別訪問することは「戸別訪問」として禁止されています。

連呼行為
連呼行為とは「短時間に一定の文句を連続して繰り返すこと」です。

飲食物品の提供
だれでも、選挙運動に際して飲食物品をふるまってはならないことになっております。

署名運動の禁止
選挙に目的し、投票を得る目的、得票数を目的とした得せざるを得ざる選挙人に署名を求めることを禁じます。

選挙運動費用の制限60万円
選挙には多くの経費を要しますが、これを規制しない、資金に恵まれた者が当選し、金がない者は、いかに有能な人であっても住民代表に選出されないというおそれがあり、私利私欲の心をこめ

赤い羽根共同募金
赤い羽根共同募金は、赤い羽根共同募金と、十二月一日からはじめられた「赤い羽根共同募金」は、みなさんのあたたかい協力により、

総額五百七十七万円あつまる
赤い羽根募金
赤い羽根募金は、赤い羽根共同募金と、十二月一日からはじめられた「赤い羽根共同募金」は、みなさんのあたたかい協力により、

選挙運動費用の制限60万円
選挙には多くの経費を要しますが、これを規制しない、資金に恵まれた者が当選し、金がない者は、いかに有能な人であっても住民代表に選出されないというおそれがあり、私利私欲の心をこめ

赤い羽根共同募金
赤い羽根共同募金は、赤い羽根共同募金と、十二月一日からはじめられた「赤い羽根共同募金」は、みなさんのあたたかい協力により、

赤い羽根共同募金
赤い羽根共同募金は、赤い羽根共同募金と、十二月一日からはじめられた「赤い羽根共同募金」は、みなさんのあたたかい協力により、

赤い羽根共同募金
赤い羽根共同募金は、赤い羽根共同募金と、十二月一日からはじめられた「赤い羽根共同募金」は、みなさんのあたたかい協力により、

ごらんください 固定資産課税台帳
44年度の固定資産税課税台帳の縦覧を次のとおり実施しますからご覧ください。

赤い羽根共同募金
赤い羽根共同募金は、赤い羽根共同募金と、十二月一日からはじめられた「赤い羽根共同募金」は、みなさんのあたたかい協力により、

お知らせコーナー

後閑郵便局が開局

3月1日から

3月1日から、広瀬団地内に特定局「後閑郵便局」が開局されます。業務は一般郵便物の受付、郵便貯金など一切行なわれますからご利用ください。

市役所前にポスト

市民の利便のため設置

1月24日、市役所玄関前に郵便ポストが新設されました。市役所を訪れる市民多数のご要望によるものでみなさんのご利用をお待ちしています。

中小規模の事業所へ

厚生年金住宅の貸付け

26日から受付

市では、毎年市内の中小規模の事業所に勤務する従業員およびその家族用として厚生年金住宅を建設しています。昭和44年度も次によりその申し込みを受け付けますから、建設を希望する事業所は、市役所工業課へ申し込んでください。

対象になる事業所

①厚生年金保険法に基づく適用事業所であること。②市内に所在する事業所であること。③常時三百人未満の厚生年金被保険者を有し、従業員が住宅に困っている事業所であること。④厚生年金保険料を完納している事業所であること。⑤住宅を建設しようとする土地を所有する事業所であること。

住宅の構造・規格

構造は鉄筋コンクリートブロック造り、または鉄筋コンクリート耐火構造で、世帯向および単身向の二種類です。

【世帯向】A型(2DK44.36平方メートル)C型(3DK49.45平方メートル)いずれも1戸当り。4戸建てと8戸建て。

【単身向】20人・30人・40人・60人収容があり、規格外建築はしません

申込期日

申請書交付=2月20日~25日
申請書受付=2月26日~3月5日
申請書用紙の交付と、詳細の問い合わせは、市役所工業課工業振興係へ。

前橋中央駐車場にタクシー乗り場
千代田町二丁目、旧日銀前橋支店あとの前橋中央駐車場に、タクシー乗り場が新設されました。みなさんのご利用をお待ちしています。

募集
市消防本部では次により消防職員を募集します。
採用職員 消防士(若干名)
受験資格
①市内に居住できる者
②年令18~28歳未満の男子
③学力 高等学校を卒業程度
④身長155cm 体重52kg以上

計量器の定期検査
新市域を対象とした計量器定期検査を行います。次のような計量器を使っている事業所では、必ず検査を受けてください。

献血者には「献血手帳」を交付
2月27日、3月2日・6日新市域で
わたしたちは、日ごろ健康でもいつ悲惨な交通事故などで大ケガをしたり、手術の必要な病気になるまで輸血を受けることになるかわかりません。みなさんから献血された血液は、こうした時に使われるため、血液センターに保存されます。

計量器の定期検査
ハカリを使う事業所は必ず検査を
①商工業を営む方が使っているハカリ。②病院、薬局、学校などで使われる調剤用のハカリや身体検査用のハカリ。

新市域計量器定期検査日程表
Table with columns: 日, 時, 検査場所, 区

計量器の定期検査
ハカリを使う事業所は必ず検査を
①商工業を営む方が使っているハカリ。②病院、薬局、学校などで使われる調剤用のハカリや身体検査用のハカリ。

みんなで献血を
献血者には「献血手帳」を交付
2月27日、3月2日・6日新市域で
わたしたちは、日ごろ健康でもいつ悲惨な交通事故などで大ケガをしたり、手術の必要な病気になるまで輸血を受けることになるかわかりません。みなさんから献血された血液は、こうした時に使われるため、血液センターに保存されます。

水稲・陸稲の共済金の支払い
水稲・陸稲の共済金支払明細表
Table with columns: 地区名, 支払対象戸数, 共済減収量, 共済金の支払額

所得税の確定申告
2月16日~3月15日
所得税の確定申告は、二月十六日から三月十五日までです。確定申告をしなければならぬ人は、早目に決算などを行ない、また申告に必要な書類をとりそろえるなど、今から準備しておいてください。

室生犀星の詩
「前橋を去る」から
庭の金魚も
未見であった君も
君の書斎も
君がわかす紅茶も
すべてすべてわかれなり。

室生犀星の詩
「前橋を去る」から
犀星もまだ当時は無名の詩人だった。前橋に来るなり初対面の朝太郎に一切世話をやかせた話は有名である。



室生犀星の詩
「前橋を去る」から
わたしたちはみやこへ
わたしたちはみやこへ
夜汽車冷ゆるともなにかあらむな。